

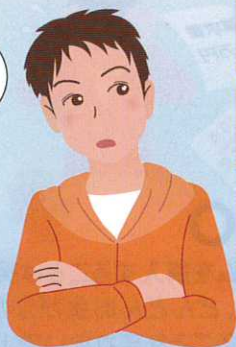


消費ってな～に？

買物するときは
人や社会・環境の
ことを考えて
商品を選ぼうな。

Q1 消費者クイズに挑戦！○ or ×？

う～ん
どうかなあ



① オンラインゲームでアイテムを買うのは契約になる

② インターネット通販の条件表示は確認しなくてもいい

③ 本屋さんで本の記事を撮影し、その写真をSNSに載せてもいい

⇒ 答えは裏面に書いているよ

Q2 次の消費行動は正しいかな？○ or ×？



年齢を偽って契約をしてはいけません！未成年者がこづかい※より高いものを買うときは、親などの同意が必要です。同意のない契約は取り消すことができますが、自ら「大人です」など、ウソをついて行った契約は取り消すことができません。※令和元年中学生のこづかい額2,510円/月
(出典：金融広報中央委員会)



請求メールが届いたり、請求画面が表示されても、知らない事業者に連絡しないようにしましょう！詐欺の可能性があります。身に覚えのない料金の請求があっても支払う必要はありません。個人情報悪用されないためにも、無視しましょう。



暗号化されていないフリーアクセスポイント(公衆無線LAN)※でのインターネット利用はやめましょう。セキュリティがないため、個人情報抜き取られたり、IDを盗まれたりする危険性があります。

※フリーアクセスポイントとは、無線LAN接続機能を備えた端末を相互に接続したり、他のネットワークに接続したりするための機器

大阪府消費生活センター

利用時間 月～金 9:00～17:45

所在地 〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10
ATC(アジア太平洋トレードセンター)ITM棟3階

ウェブサイト 「消費生活事典」
<http://www.pref.osaka.lg.jp/shouhi/>

消費生活相談 TEL 06-6616-0888 FAX 06-6612-0090
(月～金 9:00～17:00)

大阪府消費生活センター発行
企画・編集：(公財)関西消費者協会 2020.6

困ったときは一人で悩まずに 消費者ホットライン

☎ 188(いやや!)番(局番なし)

お住まいの市町村等の消費生活相談窓口をご案内します

大阪府消費生活センター公式ツイッターでは、消費者トラブルの情報や
くらしに役立つ情報などをお届けします。ぜひフォローしてください!

大阪府消費生活センター 公式ツイッター

検索



大阪府では、SDGsの推進を図り、SDGs先進都市をめざしています。
消費生活相談は、SDGsに掲げる17のゴールのうち、「12 つくる責任 つかう責任」のゴール達成に寄与するものです。

Q1 消費者クイズの答えとトラブル事例

① ゲーム課金編



やめたほうが
いいよ〜

VS

ちょっとくらい
ええやろ



表面 Q1①の答え: ○

オンラインゲームでアイテムを購入することは契約になるよ。購入し続けていると、どんどんお金がかかるよ。データ通信にもお金がかかることを忘れないで！
おうちの人や友達とルールを作り、ルールの中で使うことが大切だよ。

② インターネット通販編

お試し、500円やって！
おこづかいで、買っちゃお



ちゃんと表示見て
買ったほうがいいよ〜

お肌
つるつる！

やせる
効果あり!!!

VS

安いから
早く買わなきゃ



表面 Q1②の答え: ✕

インターネット通販で購入するときは、購入前に条件などを確認しようね。「1回だけ」のつもりで購入したら、実は複数回購入する「定期購入」が条件だったということもあるよ。

③ 著作権侵害編

一本屋にてー

そうそう、この記事
探してたんだ
みんなにも
教えてあげよう
SNSにアップ



そんなことしたら
ダメじゃない？

VS

やさしいな〜
いいことやん



表面 Q1③の答え: ✕

本や雑誌などの内容を撮影してはいけません。さらに、SNSなどにアップすると、著作権法違反で逮捕されることもあるよ。